

草加市暴力団排除条例

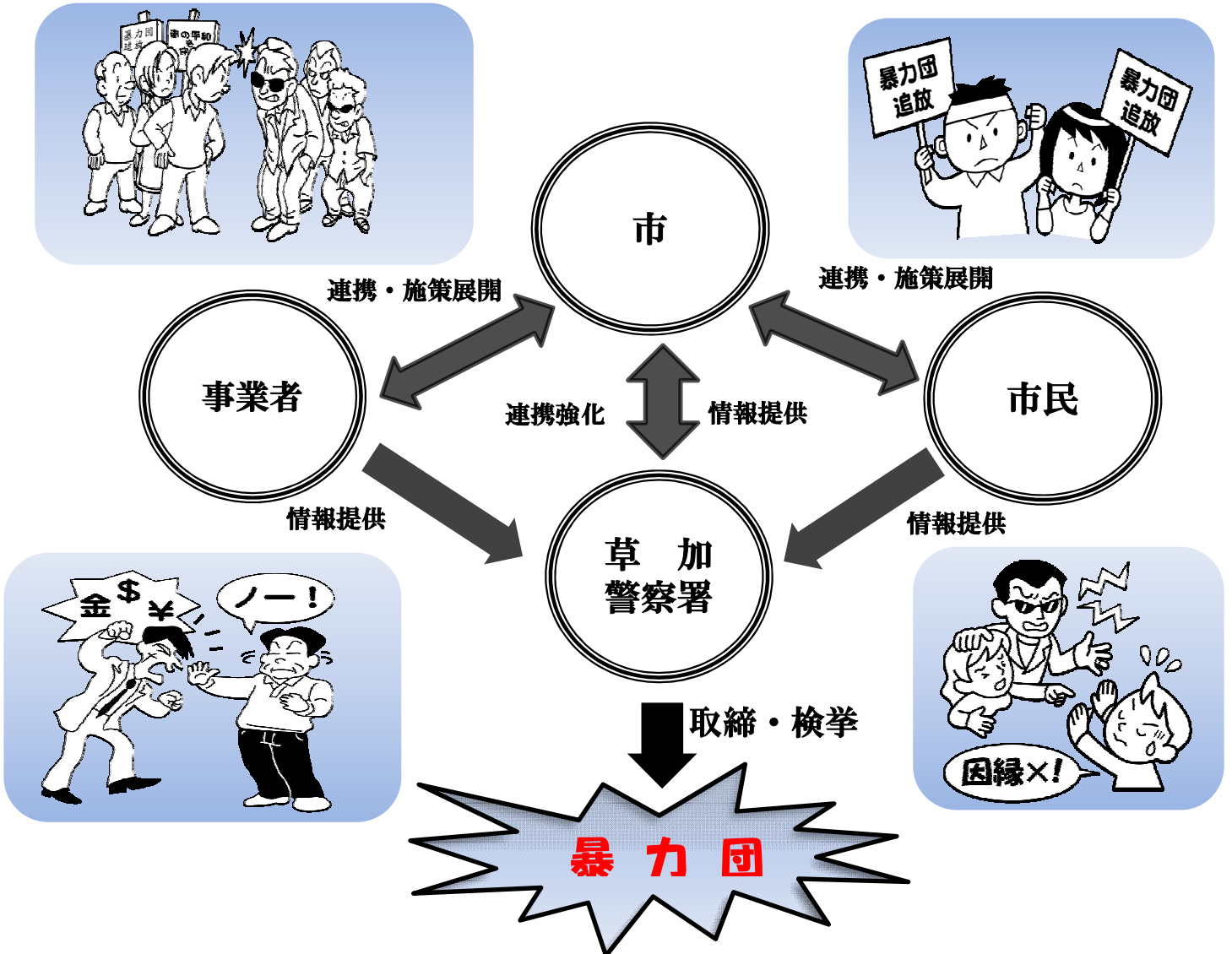
(平成24年10月1日施行)

基本理念

暴力団
恐れ**ない** 交際**しない**
利用**しない** 提供**しない**

主な内容

- 市の責務、市民及び事業者の責務
- 青少年に対する教育のための措置
- 祭礼等における措置
- 公共施設の使用不許可等
- 虚偽の養子縁組における措置



みんなで推進！暴力団排除！！

草加市／草加警察署／草加市暴力排除推進協議会

【草加市暴力団排除条例】

草加市から暴力団を排除し、市民の安全で平穏な生活を確保し、草加市における社会活動の健全な発展に寄与するため、暴力団排除に関して、基本理念を定めたものです。理念条例のため罰則規定はありません。

条例の主な内容

市の役割

市は、警察・県や関係団体と連携し、暴力排除に関する施策を推進します。

市民・事業者の役割

市民や事業者は暴力排除の施策に協力し、暴力団排除に関する情報を得た時は、警察等に情報提供するように努めてください。

市や警察への情報提供

市民等が暴力団排除に関する情報を得た時は、市や警察に情報提供するように努めてください。

市の事務、事業における措置

暴力団や暴力団関係者を公共工事などの市の事業から排除するようにします。

市民への支援啓発・広報

市は、警察や関係団体と連携し、暴力団排除活動のための情報提供や必要な支援を行います。

子ども達の教育

子どもたちが暴力団に関わらないような、教育が行われるよう適切な措置を行います。

お祭り等の対応

お祭りなどイベントの主催者等は行事や運営に暴力団などが関係しないよう努めてください。

公共施設の利用制限

暴力団の活動に関して公共施設の利用を許可しません。また利用の許可を取り消します。

虚偽の養子縁組における対応

暴力団が関与する虚偽の養子縁組の疑いがある届出については、警察に情報提供します。

暴力団に関する相談窓口

草加警察署・刑事課
草加市花栗3丁目2番23号
電話 048-943-0110(代)

草加市・くらし安全課
草加市高砂1丁目1番1号
電話 048-922-0151(代)

公益財団法人
埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター
さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
電話 048-834-2140